

保証人を 頼まれたときの うまい断り方



目次

第1 はじめに

- 1 保証を依頼されたら
- 2 問題は断り方

第2 連帯保証契約について

- 1 保証とは
- 2 連帯保証契約の特徴
- 3 恐ろしい日本の保証契約の実情

第3 保証の依頼に対する断り方一般論

- 1 前置き
- 2 返事を引き延ばす
- 3 方便を使う
- 4 債務状況のあいまいさやウソを責める
- 5 保証金額のウソを責める
- 6 返済計画の無理さを指摘する
- 7 説得をする
- 8 無理な条件をつけるよう求める
- 9 いちいち反論して相手を怒らせる
- 10 債権者に断りを伝える

第4 個別のシチュエーションごとの断り方

- 1 会社の後輩が遊び金の借入れの保証を頼んできた場合
- 2 親友が事業資金の借入れの保証を頼んできた場合
- 3 娘の夫が事業資金の借入れの保証を頼んできた場合

第5 再び保証を頼まれた場合

第6 あとがき



1. 保証を依頼されたら

「保証人になってくれないか」と親友や親族から頼まれたら、あなたはどうしますか？

大切な人が今困っている現実を目の当たりにしたら、あなたとしては力になってあげたいと思うのは当然です。それまで大事にしてきたその人との人間関係を壊したくないとも思うでしょう。大切な人のために保証人になってあげるのも一つの方法だと思います。

けれども、一旦保証人になってしまったら、その責任は重大です。もし相手が借金を返済しないと、自分が代わりに借金全部を支払う責務を負うことになります。あなたは、自分が借りてもいない金を返済しなければならないのです。その金額が小さければまだ痛手は少ないでしょうが、その金額が多ければ、妻子や親に多大な迷惑をかけてしまいます。場合によっては土地建物や貯金を取られかねず、もしかしたら家族を路頭に迷わせることになるかもしれません。家族の生活や自身の今後の人生を考えると、簡単に保証人になることを承諾できないはずです。

そうであれば、大切な人から保証人になってくれと依頼されても、大抵の人は断らざるを得ないのが実情だと思います。

2. 問題は断り方

問題は、その断り方です。お金を貸してくれと言われたなら、お金を持っていないと言えば断ることができます。お金がない以上貸しようがなく、借金を頼む方も納得せざるを得ません。

しかし、保証人になってくれと頼まれたときにはそうはいきません。保証人は、たとえお金を持っていなくてもなれます。あなたが保証契約書に署名・押印するだけで、原則として保証人になれるの

です（民法446条2項、450条）。

自分はお金を持っていないなどと反論しても、ムダです。ましてや、大切な人から、「名前だけ貸してくれればいいんだ。決してあなたに迷惑はかけないから。この金を借りられないと事業が倒産してしまい、家族が路頭に迷ってしまうんだ。一生のお願いだから保証人になってくれ」と、必死で頼まれたら、ますます断りづらくなります。それまでの良好な関係を壊してしまうことも気がかりでしょう。

かといって、1回くらいならいいと思って保証に応じても、一度承諾してしまえば、二度目の依頼はますます断れなくなります。債務者がその後の事業が好転してそれ以上借金が不要になればいいのですが、事業が行き詰まり更なる借金が必要となって、再び保証を依頼してくることもありえます。再度保証を依頼されたとき、今度は断ろうとしても、「この前は保証に応じてくれたのに、今回断るのはヒドイじゃないか」と、お願いしている債務者の方がなぜか強い立場で迫ってきます。断りたいなら、最初から断るべきです。

ただ、こういうときに果たしてどう言って断ったらいいかは難しいところです。世間ではよくこんなときに、「保証人にだけはなるな、と親からの遺言がある」と答えればいいなどといったりします。しかし、相手が人生をかけて必死で頼んできている状況で、そんな子ども騙しの手が通用するはずありません。

そこで、本書では、保証人になってくれと頼まれた場合に、どう言えばうまく断ることができるかについてお話しさせていただきます。併せて、断るとしても、どう言えば大切な人との人間関係を損なう度合いを最小限に済ませられるかについてもお話しさせていただきます。本書が、今、保証を依頼されて困っている人や、将来、保証を依頼されそうで不安に思っている人たちへ向けて、ご自身や家族を守るために役立つことを願います。



1. 保証とは

断り方をお話しする前に、保証契約や連帯保証契約について解説します。

保証契約とは、主たる債務者がその債務を履行しないときに、保証人が代わってその債務を履行する責任を負う旨の契約です（民法446条1項）。つまり、主たる債務者がお金を支払わないときに、それに代わって保証人がお金を支払うわけです。

似たような制度で連帯保証契約という保証契約もあり、日本の取引社会ではこの連帯保証契約が結ばれるのが通例です。連帯保証契約も、保証契約の一類型であり、主たる債務者に代わって履行責任を負う契約です。

2. 連帯保証契約の特徴

ところが、この連帯保証契約は、通常の保証契約と同じように主たる債務者に代わってお金を支払うことに加え、以下のとおり、通常の保証契約より重い責任を負っており、連帯保証人にとって酷な契約なのです。

(1) 催告・検索の抗弁権がない

通常の保証契約では、債権者が保証人に債務の履行を請求しても、保証人は、債権者に対して、まず最初は主たる債務者に請求しろと求めることができます（民法452条、「催告の抗弁権」といいます）。債権者が主たる債務者に請求した後でも、主たる債務者が容易に執行できるような財産を持っているときには、保証人は、債権者に対して、まず主たる債務者の財産に執行しろと求めることもできます（民法453条、「検索の抗弁権」といいます）。通常の保証契約では、

これらの抗弁権によって保証人は守られています。

しかし、連帯保証契約では、連帯保証人は、これら催告の抗弁権、検索の抗弁権がありません（民法454条）。債務者に財産があっても、債権者は連帯保証人にすぐに請求でき、連帯保証人の財産にいきなり強制執行することもできるわけです。連帯保証人は、債権者からいきなり金を払えと請求されたり、持っている財産をいきなり差押えされたりする可能性があり、責任が重いのです。

（2）分別の利益がない

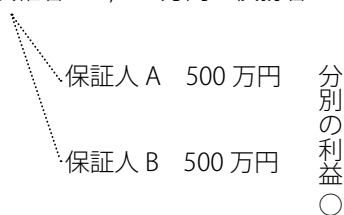
通常の保証契約では、保証人が数人いたら、保証人の責任はその分だけ軽減されます（民法456条）。これを分別（ぶんべつ）の利益といいます。例えば、1000万円の債務の保証人が5人いたとすれば、1人の負う責任は5分の1の200万円で済むわけです。

しかし、連帯保証契約には、分別の利益がないといわれています。つまり、1000万円の債務の連帯保証人が5人いたところで、連帯保証人の誰かが1000万円を弁済しない限り責任を免れないのです。結局、1000万円全部の責任を負っているに等しいのです。

連帯保証人はこのように通常の保証人より極めて重い責任を負っているわけです。

通常の保証契約

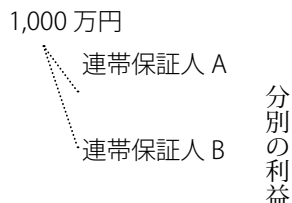
債権者→1,000万円→債務者



各自2分の1ずつの負担

連帯保証契約

債権者→1,000万円→債務者



各自全額負担

3. 恐ろしい日本の保証契約の実情

日本の社会では、驚くことに、保証契約を結ぶ際には、この連帯保証契約が圧倒的に多く使われます。私は仕事から保証契約書をよく目にしますが、通常の見聞した保証契約書を見たことはめったになく、99%以上が連帯保証契約書です。銀行の契約書もサラ金の契約書も連帯保証であり、市販の保証契約書では「連帯保証人」欄が印刷されているくらいです。日本の社会では、ありとあらゆる契約書が連帯保証契約書です。

だったら通常の保証契約書にしてもらえばいいと思うかもしれませんが、お金を借りる方は債権者に逆らうことができず、債権者からは「イヤならお金は貸さない」と言われてしまうため、結局は連帯保証契約に応じざるを得ません。

この連帯保証制度は、世界的にみればこんな恐ろしい制度が多用されている国は、日本を含め少ししかありません。欧米では、土地建物など物的財産を担保に入れる方法をとるのが多数であり、保証人はこれら物的担保の限度で責任を負うにすぎません。日本のように保証人にどこまでも追及していける保証のタイプは、ごく少数です。ましてや、催告の抗弁権や検索の抗弁権もなく、債権者がいきなり連帯保証人に債務の履行を請求できる連帯保証契約は、保証人にとって脅威です。

このように、連帯保証契約は、主たる債務者に代わってお金を支払うという重い責任を負うだけでなく、通常の見聞した保証契約よりも、債権者にとっては都合がよく、連帯保証人にとっては恐ろしい制度なのです。

大抵の人は連帯保証契約と通常の見聞した保証契約との違いを意識せず、後になってはじめてその恐ろしさに気づかされるようです。



1. 前置き

親しい友人や親族が連帯保証人になってくれと頼んできた場合の断り方は、「返事を引き延ばして時間切れに持ち込む、方便を述べる、説教する」などいろいろな方策が考えられます。保証を頼んできた人と話をして、相手の事情を探りながら、これらの策の中から有効だと思える方策を見つけ出すわけです。また、有効な方法を組み合わせることで、さらに効果的になることがあります。こうした策を重ねて依頼を断る流れにもっていくことが適切だと思います。

その際、断ることを急いではいけません。保証を頼んできた人が十分に話を聞いてもらえなかったと心残りとなつては遺恨が残り、人間関係を損ねてしまいますし、保証を頼んできた人が今度こそじっくりと話を聞いてもらおうと再度やって来ることにもなりかねません。保証を頼んできた人にじっくりと話をさせ、その話をきちんと聞いた上で、相手を一応納得させて断るのが無難です。

2. 返事を引き延ばす

保証を頼んできた人に対して、すぐには返答せず、返事を引き延ばす方法です。「保証に応じてあげたい気持ちはあるが、重大なことであり、すぐには決断できない。私一人で決めるわけにはいかず、家族とも話し合つて決めたいので、しばらく時間をいただきたい。結論が出たら返答する」と述べて、時間をかせぐのです。

保証を頼んできた人は、支払いなどに迫られていますから、待ち切れなくなって、他の人にも依頼をもちかけるようになります。そのうち、誰かが保証を承諾するようになれば、あなたのところには頼んでこなくなります。これが一番穏当で、人間関係を壊さない方法です。